

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和3年度当初予算（案）の協議について													
施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業			耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	
			補助率：定額 補助上限：9,710円/m ² （※1） 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし			
定員30人以上以上の施設	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○	—	○（特養に限る）	○（特養に限る）	○	○	○	○	
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		④ 介護医療院	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑩ 老人福祉施設設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
地域密着型・9人以下規模の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る）	—	○（1,540万円）（特養に限る）	—	○（特養に限る）	○	○	○	○	
		⑭ 小規模ケアハウス	○	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑰ 小規模介護医療院	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—
		㉒ ⑱以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		㉘ 介護予防拠点	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—
		㉙ 地域包括支援センター	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—
㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（※6）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○		
㉛ 緊急ショートステイ	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—		
㉜ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	—		

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

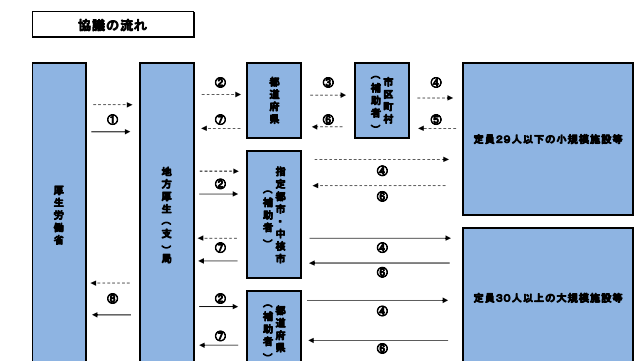
※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 宿泊を伴うものうち、市町村長が特に必要認めた場合に限る。

※6 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

		スプリンクラー設備等整備	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業					
		既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 補助率：定額	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業分） 補助率：定額	高齢者施設等の水害対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（耐震化分） 補助率：定額	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（非常用自家発電設備整備事業分） 補助率：定額	高齢者施設等の安全対策強化事業 補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 補助率：定額					
		補助上限：9,710円/m ² （※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円 （ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/m ² 補助下限：なし					
		スプリンクラー設備等の整備 （定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要 介護者などとして入居せざるを得ない」に該当することが申請書に添付される施設を要す）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備 （耐震診断の結果等が明確であれば可なりと市区町村長が認めたもの）	利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （補助対象外は「別添2」認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業の適用について）のみのもの	利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 （緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む） （緊急災害用の自家発電設備の整備）	給水設備整備 （便水・地下水利用のための設備）	ブロック塀等改修整備 （安全確保の確保、劣化、倒壊や高さ、段差等による問題があるブロック 塀等の改修、ブロック塀の安全確保の実施は「別添3」社会福 祉施設等のブロック塀等の安全確保について」を参照）	・感染症の拡大・伝播の恐れがある施設について、換気の確保がなされる等により、十 分な換気が行えない場合に、換気設備の設置が有効な場合において、換気設備の設置 が有効な場合として有効な換気設備の設置を行うことができる換気設備を設置する もの		
		第2の2のA、第3の2のA	第2の2のイ	第3の2のウ	第2の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のウ
		5（1）	5（1）	5（2）	5（1）	5（2）	5（2）	5（2）	5（2）	5（1）	5（2）	5（1）	
対象経費		先進的事業計画に基づき事業の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事費員（工事施工のための直接必要な事業に要する費用であって、旅費、消耗品費、運搬費、印刷製本費及び設計監理料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をい）、その他は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）、 ただし、別の内訳（補助）金額において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担費及び諸社と認められる購入費等を含む。											
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の補助部分が必要しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出ない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で分担することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取組、又は設備の増設・改修等について、財源別（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省管管一般設計補助金等に係る財源別分について」（平成20年1月17日老発0417001号厚生労働省管管長通知）に基づき、手続きと連携のないようご留意ください。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事務所につき一度申請として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の採択に当たって一定期間経過するため、致し方ない国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年2月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「先進的事業計画編制要綱（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「○」の記載をすること（ドロッピングリストの選択）。</p>											
	各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに あたり、申請による支援であることから、その補助対象申請については 厳格に決定する必要があるため、「別添4 スプリンクラー設備等の整備 に係る補助対象施設の補助対象について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、協議に際して、各施設の平面図、家賃等の建物の各部分の面積が確 認できる書類、その他必要な書類等の添付することにより、「提出が必要な 添付書類」と合わせて別添3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対 象施設情報シート」に記入の上、2 提出すること。</p>	<p>ア 水害対策強化事業については、補助対象が水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。該当地域につ いては、別添2～3を参照することとする。</p> <p>イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電 設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。</p>										
補助対象外	<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 消防法令等のある各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 協議時点で能力が完了していない有料老人ホーム カ 別添2「整備計画一覧表」のうち、申請、予定の地方（支）局に利用人数実績（即 ち利用人数/施設）が5%以下の認定を有する連携事業所（地域居宅施設 等）、認知症対応型連携事業所</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 エ その他、支援事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 建築物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とし たもの オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 建築物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的とし たもの オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 建築物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による補助対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの イ プロジェクト等の備忘録の交付を行う事業</p>					
基準申請	次のいずれか早い日の連絡を基準申請とする。 ア 公的機関（都道府県又は市区町村の建設課等）の発給 イ 工業内務事等の民間事業者の発給												
提出が必要な添付資料	下記の書類を添付すること。 ア 平面図、位置図、写真等（現状及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市区町村の建設課等の見積もり）、工事請負業者等の見積書等）※公的機関の見積書の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積書を添付提出すること。												
補助（協議）の流れ	 <div data-bbox="1098 1239 1573 1344" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ 広域型（定員30人以上）施設に関する流れ → 地域密着型サービス等（定員29人以下）の施設に関する流れ</p> <p>①協議通知（厚生局宛） ②協議通知（都道府県、指定都市、中核市宛） ③協議通知（市区町村宛）→ 都道府県のみ ④協議書類の送付（厚生労働省宛）</p> <p>⑤協議申請（交付自治体宛） ⑥協議申請（とりまと都道府県宛）→ 市区町村のみ ⑦協議申請（所管地方厚生（支）局宛） ⑧協議書類の送付（厚生労働省宛）</p> </div> <p>・ ⑧以降、内容については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。 （内容書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定）</p> <p>・ 交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生（支）局と自治体間で行う。</p>												